

鯖 監 第 2 3 2 号
令和 6 年 9 月 3 0 日

鯖江市長 佐々木 勝久 殿

鯖江市監査委員 加藤 一邦

鯖江市監査委員 石 川 修

公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の対象 (1)公の施設 鯖江市立待体育館
(2)指定管理者 鯖江市体操協会
(3)施設の所管課 教育委員会スポーツ課
- 3 監査の期日 調査期間 令和6年8月29日から令和6年9月13日まで
監査委員による監査期日 令和6年9月13日(金)
- 4 監査の範囲 令和5年度に執行された公の施設の管理に係る出納およびその他の事務の執行状況
- 5 監査の方法 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。
監査の実施にあたっては、監査対象者から関係資料の提出を求め、諸帳簿および関係書類等との照合等により行い、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等の方法により、次の項目を主な着眼点とし実施した。

- 6 監査の着眼点 (1)施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 (2)協定等に基づく義務の履行は適切に行なわれているか。
 (3)利用促進のための努力はされているか。
 (4)経費の縮減は図られているか。
 (5)施設管理に係る会計経理は適正に行われているか。
 (6)施設管理に係る各種規程は整備されているか。
 (7)利用促進および利用者サービスの向上に努めているか。

第2 監査対象の概要

1 施設の概要

施 設 名	鯖江市立待体育館
所 在 地	鯖江市杉本町513番地
竣工時期・面積等	敷地面積 2,554.6㎡ 昭和58年5月31日竣工(平成28年) 鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,595.63㎡
指定管理開始日	平成19年4月1日
指定管理選定方法	指 定

2 指定管理者の概要

名 称	鯖江市体操協会
代 表 者	会長 石川 秀樹
指 定 期 間	令和2年4月1日から令和7年3月31日(4期目:4年次)
指 定 管 理 料	指定期間総額 38,240,000円以内 令和5年度 7,648,000円

3 施設の利用状況

(単位:人)

年度	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5	利用者	1,155	1,191	1,122	1,177	915	1,223	1,106	1,146	1,170	1,097	1,134	1,229	13,665
	競技会・大会	75	0	80	20	0	7	37	20	76	0	188	0	503
	計	1,230	1,191	1,202	1,197	915	1,230	1,143	1,166	1,246	1,097	1,322	1,229	14,168
令和6	利用者	933	967	1,154	1,011	-	-	-	-	-	-	-	-	4,065
	競技会・大会	91	0	70	30	-	-	-	-	-	-	-	-	191
	計	1,024	967	1,224	1,041	-	-	-	-	-	-	-	-	4,256

※令和6年度の数値は、令和6年7月末現在

4 収支決算書

〔収 入〕

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	差引額	内 訳
指定管理料	7,648,000	7,867,459	219,459	
施設運営収入	140,000	65,673	△ 74,327	
利用料金収入	0	0	0	
その他	140,000	65,673	△ 74,327	自販機電気料、利子 等
企画事業収入	0	0	0	
収入計	7,788,000	7,933,132	145,132	

〔支 出〕

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	差引額	内 訳
管理運営費用	7,788,000	7,969,325	181,325	
人件費	4,900,000	5,062,855	162,855	給与、法定福利費（職員1名）
消耗品費	200,000	367,037	167,037	電球 等
燃料費	100,000	0	△ 100,000	
光熱水費	1,800,000	1,929,531	129,531	電気料、ガス代、水道料
修繕費	100,000	55,550	△ 44,450	
通信運搬費	120,000	95,137	△ 24,863	電話料
手数料	100,000	880	△ 99,120	振込手数料
保険料	90,000	115,110	25,110	損害賠償責任保険
委託料	240,000	255,970	15,970	警備保障、防災点検 等
使用料・賃借料	50,000	87,255	37,255	放送受信料、清掃用具レンタル 等
備品購入費	88,000	0	△ 88,000	
企画事業経費	0	0	0	
その他	0	0	0	
支出計	7,788,000	7,969,325	181,325	

収入計－支出計	0	△ 36,193	△ 36,193	4/1～3/31までの収支
---------	---	----------	----------	---------------

※予算額は収支計画書、決算額は事業報告書による。

第3 監査の結果

鯖江市立待体育館の指定管理者の事業運営状況、出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した結果、事業運営は施設の目的に沿ったものであったが、会計経理状況等において一部指摘事項および改善事項が認められたので、今後適切な措置を講じ改善に取り組まれない。

なお、留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて改善を促した。

1 指摘事項

(1) 会計事務について【指定管理者・所管課】

会計事務において、会計処理の不適合が見受けられる。経理内容の明確化および会計事務の責任体制を確立し、適正に処理されたい。

また、指定管理事業および自己の責任と費用により当施設を利用して行われる自主事業について、団体における会計処理、決算報告、内部監査の体制等を精査され、当施設を管理運営する組織として透明性・信頼性を図られたい。なお、所管課においては、指定管理者選定時の審査の際に、団体の経営状況等の確認を慎重に行うこと。

2 改善事項

(1) 指定管理者から教育委員会への提出・協議・報告について【指定管理者・所管課】

協定書・仕様書に定められている教育委員会への提出・協議・報告漏れが見受けられる。また、日常やモニタリング時等における所管課による確認も不足している。施設の管理運営の状況等について情報共有し、必要な措置を行うこと。

(2) 備品の適正管理について【指定管理者・所管課】

施設内に教育委員会、指定管理者およびその他の団体の所有の備品が混在しているので、実地調査に基づき備品の適正管理に努められたい。